

令和7年度経済産業省行政事業レビュー行動計画

令和7年4月
経済産業省

1. 目的

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の推進が、政策判断の精度を向上させ、自らの政策立案(policy making)に資することを踏まえ、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増しする基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

以上の基本的な考え方を踏まえ、経済産業省が所管する事業について「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める行政事業レビューを推進するため、行政事業レビューに関する行動計画を以下のとおり定める。

2. 実施体制

（1）経済産業省行政事業レビュー推進チーム

経済産業省におけるレビューを実施するため、経済産業省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームは、事業担当課室長が行ったレビューを点検し、点検結果をチームの所見の形で取りまとめ、公表

する。チームの体制は以下とする。

統括責任者 ： 大臣官房長

統括責任者代行 ： 大臣官房総括審議官

副統括責任者 ： 大臣官房会計課長

メンバー ： 各局総務課長等

（２）経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むため、複数の外部有識者によって構成される経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、点検を実施する。外部有識者会合のメンバーリストは経済産業省ホームページにおいて公表する。

３．レビューの実施方法及び担当者

（１）事業単位の整理

レビューは、原則として、全事業（人件費、事務的経費等は除く）を対象として実施する。

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民へのわかりやすさや成果の検証可能性等に配慮し、適切な事業単位を設定したうえで内閣官房行政改革推進本部（以下「行革事務局」という。）が整備するレビューシートシステム（以下「RS システム」という。）を用いてレビューシートを作成することとする。

（２）事業担当課室長は、自らが所管する事業について、アウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく記載になっているか、支出先や費目・用途を十分に把握し、事業が効果的・効率的に実施されているかなどの観点からレビューを行うとともに、同結果に基づきレビューシートの作成を行う。その際、チームは、適切なレビュー及びレビューシートの作成が行われるよう事業担当課室長に指導・助言する。

（３）チームは、外部有識者に点検を求める事業及び公開プロセス候補事業を選定し、外部有識者会合を開催して意見を聴くこととする。外部有識者は、点検を担当する事業について意見をし、公開プロセス対象事業を選定する。また、レビューの取組に対し、必要に応じて改善点等を提案する。

（４）外部有識者会合のメンバーにより選定された事業を対象に公開プロセスを実施する。

- (5) チームは、当該事業が事業目的に照らして真に効果的・効率的な支出となっているかなどについて、副統括責任者を中心に点検を行い、同点検結果をレビューシートの「行政事業レビュー推進チームの所見」（以下「チームの所見」という。）にまとめる。点検に当たっては、概算要求内容の検討と併せて実施することとし、また、外部有識者による書面点検対象事業については、外部有識者の所見における評価結果を活用する。事業担当課室長は、所見を踏まえ、所要の改善を行う。
- (6) チームは、副統括責任者を中心に（４）及び（５）で実施する点検及び改善の結果を翌年度予算の概算要求及び予算執行等に反映させるとともに、点検終了後、これらの結果をレビューシートに反映の上、原則翌年度概算要求提出期限の翌日までに RS システムにおいて公表する。
- (7) 事業担当課室長は、自らが所管する基金及び基金事業等について以下の取組を行う。その際、チームのメンバーは以下の取組が適切に行われるよう事業担当課室長を指導し、基金シート等を原則 9 月中旬までに RS システムにおいて公表する。
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業等の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
 - ・ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成の取組
- (8) チームは原則として、すべての基金及び基金事業等について外部有識者に点検を求める。
- (9) チームは（７）及び（８）で事業担当課室長が実施した実態把握及び点検結果等について、厳格な点検を行い、同点検結果を基金シートのチームの所見にまとめる。事業担当課室長は外部有識者の点検結果及びチームの所見を踏まえ、所要の改善を行う。
- (10) レビューの取組を通じて明らかになった制度的課題について、チームにおいて副統括責任者を中心に解決策を検討し、必要な措置を講じる。

4. レビューの実効性向上のための取組

- (1) 行革事務局を通じ、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行う。
- (2) レビューと政策評価を一体的に実施し、効果的・効率的な点検を行う。
- (3) チームは事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、事業担当課室による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、表彰するとともに、省内に普及し、積極的な事業改善に努めるものとする。

- (4) 外部有識者点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に外部有識者が、レビューの取組に関する改善点等を大臣、副大臣又は大臣政務官に対して講評を行う。
- (5) チームはレビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して職員に対して指導を行うものとする。

5. 令和7年度の取組のスケジュール

- | | |
|------|---|
| 5月 | 外部有識者会合開催（公開プロセスの事業選定） |
| 6月 | 公開プロセス開催 |
| 7月 | 外部有識者による書面点検
チームによる点検 |
| 8月 | 政務講評 |
| 8月末 | 概算要求書提出 |
| 9月1日 | レビューシートの公表
レビュー結果の概算要求への反映状況の公表 |
| 9月中旬 | 基金シートの公表
地方公共団体等保有基金執行状況表の公表
出資状況表の公表 |

(以上)